

KECC 第2回人事・労務セミナー

従業員1名から作成する就業規則のメリット

日時 2024年5月30日(木) 14:00-16:00 (13:50 受付開始)

会場 オンライン開催
*Zoom(ウェビナー)によるご聴講となります

参加費 無料

お申し込み▼
下記URL / 二次元コードにて
<https://kecc.jp/seminar/>



※ 起業家、経営者、人事・労務担当者などご興味のある方は、どなたでも参加可能です。

14:00~14:10	◆ 関西圏雇用労働相談センター(KECC) 無料相談のご案内
14:10~14:55	<p>第1部 就業規則作成のポイント「初めて雇用編」</p> <p>就業規則を考えるうえで重要なポイントは、その企業の大きく4段階に分けた成長ステージによって作成・変更を検討することです。今回はその成長ステージのうち初期にあたる「労働者を初めて雇用する」時に気をつけるべき点、どんなリスクが有り何を優先すべきなのかをわかり易く解説します。主に「雇用」や「助成金」の観点から、法律はもちろん、実際の現場にどう活かしていくのか基本的な考え方もあわせてお伝えします。</p> <p>登壇者: 長富 貴司 氏 KECC相談員/特定社会保険労務士(大阪社労士事務所)</p> <p>郵政にて21年間のべ1,500件以上のもめごと解決、300人以上の職員育成に携わる。 1970年広島生まれ。大阪在住。「採用・定着・育成」の専門家。 郵政時代の挫折をきっかけに学んだマネジメントや心理学と社労士をかけあわせ2019年に独立。現在はその経験をもとに部下育成力養成講座、求人票作成支援、就業規則コンサルなど人の力を発揮できる職場づくりに特化した支援を行っている。</p>
14:55~15:40	<p>第2部 裁判例から学ぶ就業規則による労務管理</p> <p>就業規則は、その作り込みにより積極的かつ有用に労務管理の調整ができる場合があります。第2部では、就業規則を用いて積極的に労務管理が可能となった有用な裁判例(定額残業代、自然退職、降格や免職等懲戒、昇給選定、配転など)を参考に、「従業員1名~10名未満」などの新規開業事業者における就業規則作成の法務メリットを解説します。</p> <p>登壇者: 石橋 駿一 氏 KECC相談員/弁護士(梅田セントラル法律事務所)</p> <p>2010年度の社会保険労務士試験に最年少合格(未登録)。京都大学法科大学院を卒業後、2017年に弁護士登録。実績:企業立ち上げ支援(定型約款・就業規則作成、犯罪収益移転防止法、電気通信事業法、資金決済法に関する助言等)、介護事業等の事業承継支援(法務DD)ほか多数。企業の屋台骨である労働者、不動産を中心とする法的支援に注力。</p>
15:40~16:00	◆ 質疑応答 (*事前質問にもお答えします)

お問合せ

国家戦略特区 関西圏雇用労働相談センター

〒530-0011 大阪市北区大深町3番1号
グランフロント大阪北館 ナレッジキャピタル8階 K827号室

[相談対応時間] 月曜~金曜の10時から19時(祝日・年末年始を除く)
[アクセス] JR大阪駅 中央北口より徒歩10分
[お問合せ] TEL: 06-6136-3194

個別相談はコチラ →

